

24文科初第59号
平成24年4月11日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布・村・幸・彦

(印影印刷)

平成25年度使用教科書の採択について(通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成24年度においては、平成25年度使用教科書の採択を行うことになりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛に通知しますので(平成24年4月11日付け24初教科第2号「平成25年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」:以下「課長通知」という。),これを十分参考し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について(通知)」(以下「平成14年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれでは、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛に送付することを申し添えます。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1 平成24年度の教科書採択について

(1) 高等学校用教科書

平成24年度は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）を除き、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成25年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(2) 義務教育諸学校用教科書

平成24年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、平成23年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

(3) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

毎年度異なる図書を採択することができる。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

2 教科書採択の公正確保について

(1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成24年度は、高等学校用教科書の多くの種目について、新学習指導要領の実施後初めての採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が一層活発になることが予想されること。

このため、文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところであり（別添参照）、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

(2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成14年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

(3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過当な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛に報告すること。

3 教科書採択方法の改善について

教科書採択については平成14年通知等により、その改善の取組を促してきたところであり、教育委員会は、上記通知等を踏まえて、市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえた採択地区の適正規模化等教科書採択方法の一層の改善に努めるようすること。

4 その他

都道府県教育委員会は、東日本大震災の影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難い事情がある場合には、速やかに文部科学省教科書課に相談すること。